

# 第1章 障害者計画の基本的な考え方

## 1 障害者計画策定の背景

我が国では、少子・高齢化の進行に合わせて社会福祉を取り巻く環境も大きく変化しており、障害のある人の高齢化、障害の重度化、重複化、そして、障害のある人を支える家族の高齢化などを背景に障害福祉施策へのニーズも増大、多様化、複雑化をしております。

国における障害者施策は、昭和 56（1981）年の「完全参加と平等」をテーマとする「国際障害者年」を契機に、ノーマライゼーション社会の実現に向けた取り組みを始めました。翌年の昭和 57（1982）年に「国連・障害者の十年」の国内行動計画として、障害者施策に関する初めての長期計画である「障害者対策に関する長期計画」が策定され、その後継計画として策定された「障害者対策に関する新長期計画」は、平成 5（1993）年に改正された障害者基本法に基づく障害者基本計画として位置付けられました。

平成 7 年には、障害者基本計画の後期重点施策実施のための 7 か年計画である「障害者プラン～ノーマライゼーション 7 か年戦略～」が策定され、障害者施策の分野で初めて数値による施策の達成目標が掲げられました。

平成 14（2002）年には、「新障害者基本計画」及び「新障害者プラン」が策定され、翌 15（2003）年には、障害福祉サービスの利用方法が「措置制度」から「支援費制度」へ移行となりました。

平成 18（2006）年には、障害のある人の地域生活と就労を促進し、自立を支援する観点から、障害の種別（身体・知的・精神）ごとに分かれて提供されていた障害福祉サービス利用等について、共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みを定めた「障害者自立支援法」が施行されました。

平成 25（2013）年には、「障害者自立支援法」は「障害者総合支援法」に改正され、共生社会の実現や社会参加の機会の確保及び地域社会における共生などが新たに基本理念として掲げられるとともに、制度の谷間を埋めるべく障害の範囲に難病が加えられました。同年には、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害者差別解消法」が制定され、また、「障害者雇用促進法」が改正により、雇用の分野における障害のある人に対する差別の禁止等が定められました。

この間、「障害者虐待防止法」、「障害者優先調達推進法」、「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」等が制定されました。

## 2 障害者計画策定の趣旨

本市では、障害者基本法に基づき「第2次大館市障害者計画」（計画期間：平成24～平成28年度）を平成24年3月に策定し、障害のある人もない人と同様に生活し、活動できる社会の実現を目指す「ノーマライゼーション」の理念と、障害のある人の能力を最大限に発揮させ自立と社会参加を促す「リハビリテーション」を基本理念に掲げ、これまで様々な障害者福祉施策を推進してきました。今般、第2次計画の期間の満了にともない、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の指針として「第3次大館市障害者計画」を策定しました。

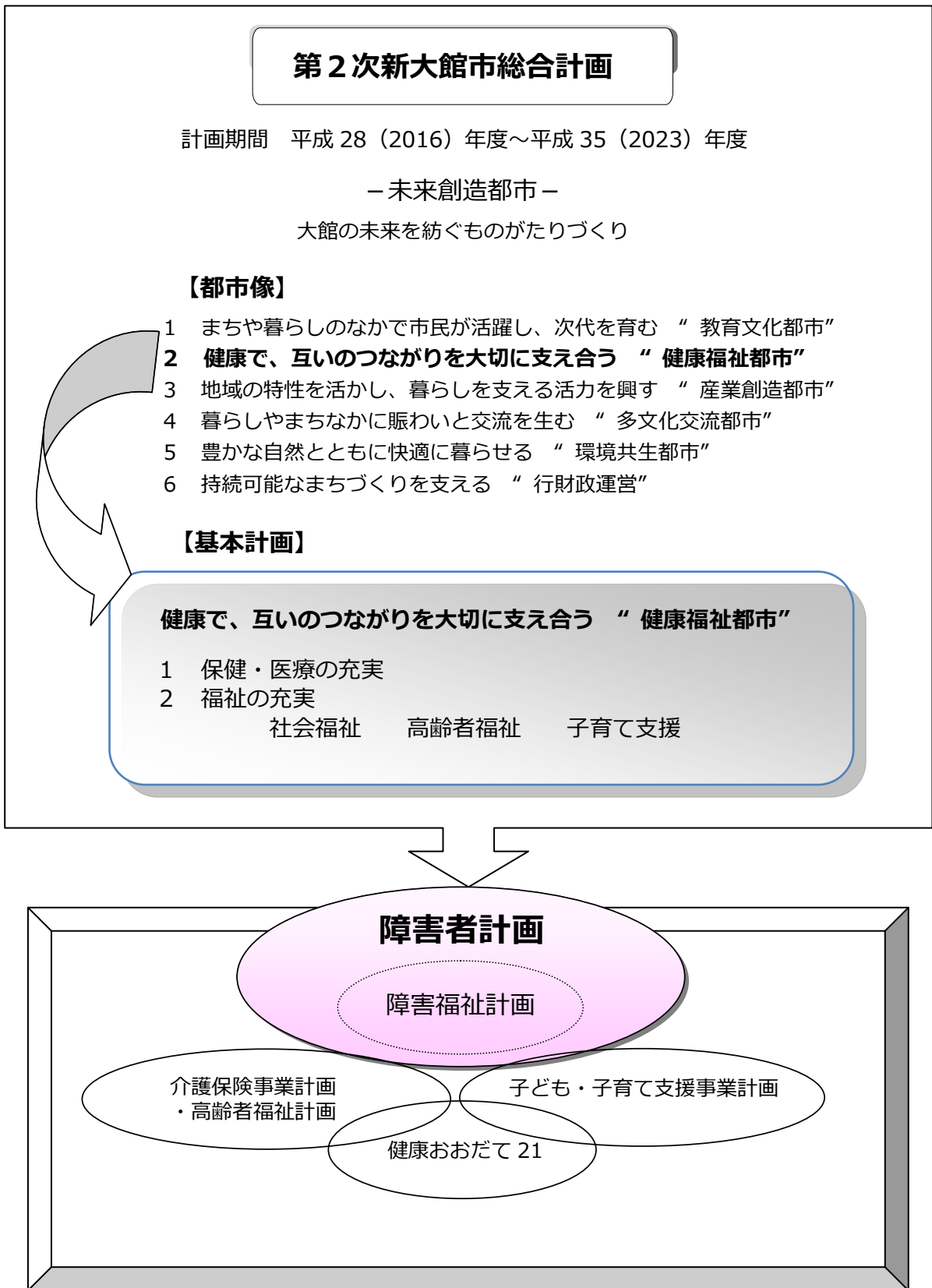
本計画は、第2次新大館市総合計画（平成28～35年度）の将来像・都市像として掲げています、健康で、互いのつながり大切に支え合う“健康福祉都市”構想の実現化を図るうえで、障害者福祉施策推進の基本となる中長期計画として位置づけられます。

また、この計画は、「秋田県障害者計画」、「介護保険事業計画・高齢者福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「健康おおだて21」との整合を図るものです。  
(図1)

### ・法的位置付け

障害者基本計画	障害福祉計画
障害者基本法第11条第3項 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。	障害者総合支援法第88条第1項 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

図1 他計画との連携図



### 3 基本理念及び目標

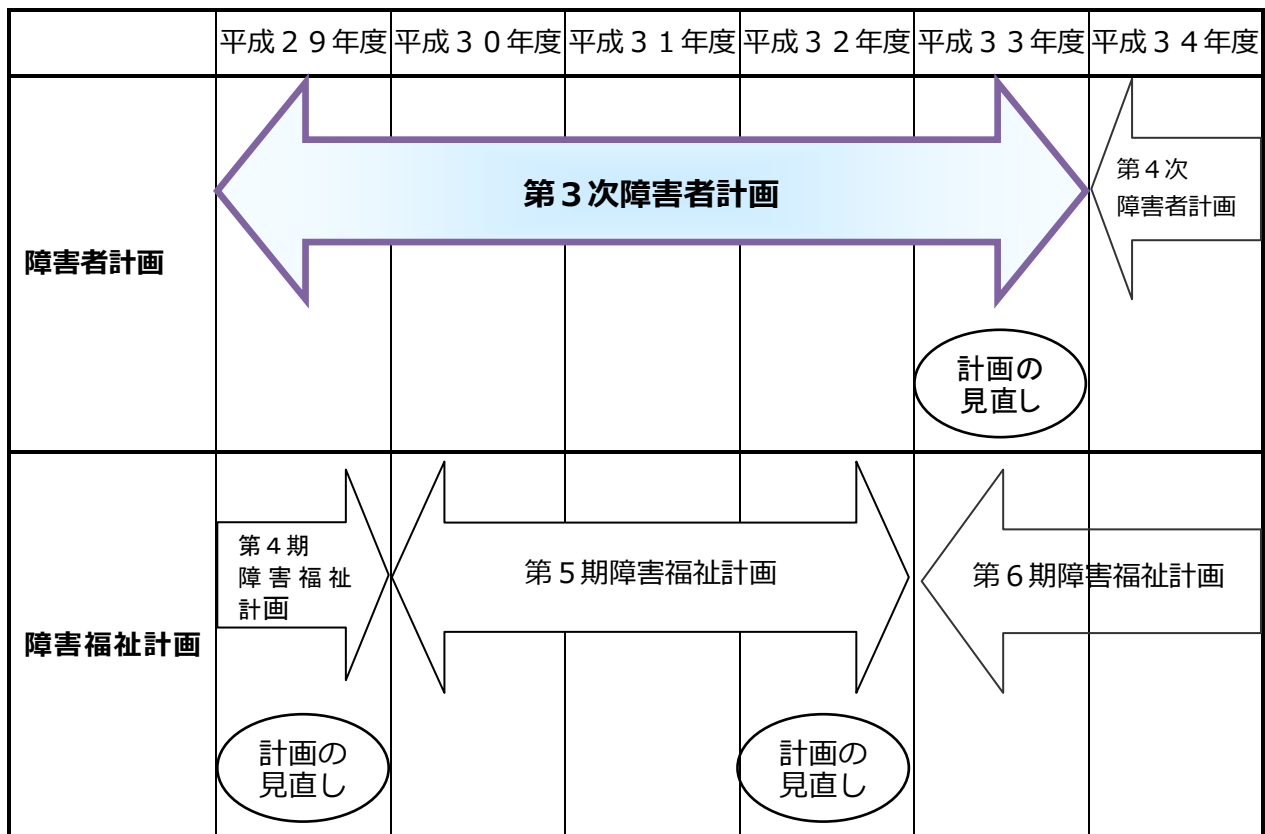
障害者の能力を最大限に発揮させ自立を促すための「リハビリテーション」、障害者が健常者と同様に生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」、この2つを基本理念として、障害者が自立し積極的に社会参加し、障害の有無にかかわらず、市民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う地域社会の形成を目標とするものです。

### 4 計画期間

計画期間は、平成29年度（2017年度）から平成33年度（2021年度）までの5年間とします。

また、社会情勢の変化や国の障害者福祉政策の見直しなどに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

#### ■ 計画期間



## 5 施策の重点課題

本計画は、国の第3次障害者基本計画及び県の障害者計画、さらに、第2次新大館市総合計画に基づき、当市の実情に則した3つの施策を重点的に推進するものです。

